当社における取引のリスク評価書

カイカ証券株式会社

1．本評価書は、カイカ証券株式会社（以下「当社」という。）が、自らが行う取引について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した書面である。

平成 28 年 10 月 1 日に施行された犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」又は「法」という。）の改正により、特定事業者は、自らが行う取引（新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を含む。）について調査・分析し、および、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査・分析の結果を記録し、または記録した書面・電磁的記録（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて見直しを行い、必要な変更を加えることが求められる（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 32 条 1 項 1 号）。

本評価書は、当社における「特定事業者作成書面等」に該当するものである。

2．当社は、本評価書の内容を勘案して、犯収法に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下「取引時確認等の措置」という。）を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析するものとする（規則 32 条 1 項 2 号）。また、当社は、本評価書の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査するものとする（同項 3 号）。

3．本評価書は、国家公安委員会が毎年度公表する犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）の内容、及び、当社の取引・サービスの実情、過去の疑わしい取引の届出の状況、当社と同一の特定取引を行う業者における過去の事例などを参考としている。

4．本評価書の第 1 においては、当社における取引のリスク評価の考え方について示す。第 2 においては「高リスク取引」、第 3 においては「中リスク取引」、第 4 においては「低リスク」取引についての詳細な評価を行う。

5．本評価書については、必要に応じて最低でも 1 年に 1 回以上の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

第１　当社における取引のリスク評価の考え方

当社における取引のリスク評価の考え方は、平成 28 年 10 月 1 日に施行された改正後の犯収法の取引時確認及び調査書におけるリスク評価に基づき、別添の「当社におけるリスク評価と管理方法」のとおりとする。

第２　高リスク取引

以下では、第１において、「高リスク」と評価した取引についてその評価の詳細について説明する。

１　法４条２項に基づく特定取引

以下の取引については、当社におけるリスク評価にかかわらず、法４条２項に基づき、厳格な取引時確認が必要となるものである。

①	継続的取引である特定取引（に基づく取引）について「なりすましの疑いがある場合」
②	継続的取引である特定取引（に基づく取引）について「契約時確認事項に偽りのある疑いがある場合」（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む）
③	特定取引のうち、イラン・北朝鮮（「特定国等」）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの
④	外国 PEPs である顧客等との間で行う特定取引

また、これらの取引は、疑わしい取引の届出をするか否か判断するに際して内部管理統括責任者による取引に疑わしい点があるかの確認（規則 27 条３号）が必要となるとともに、取引を実行する場合は内部管理統括責任者による承認（規則 32 条１項４号）も必要となる。　当社は、非居住者との間で特定取引を締結することはないため、「特定取引のうち、イラン・北朝鮮（「特定国等」）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの」（上記③）を行うことは想定されない。

当社は、外国 PEPs との取引は行わないため、「外国 PEPs である顧客等との間で行う特定取引」（上記④）はない。

なお、継続的取引である特定取引について「なりすましの疑いがある場合」や「契約時確認事項に偽りの疑いがある場合」（上記①・②）においては、精査の結果、「なりすましである」、「契約時または口座開設時確認事項に偽りがある」と当社が判断した場合は、取引を直ちに停止し、契約解消または口座の強制解約をすることになる。

２　顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令７条１項、規則５条）

平成 28 年 10 月１日に施行された改正後の犯収法においては、「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」として、「疑わしい取引」又は「同種の取引と態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当する場合には、法４条２項に基づく厳格な取引時確認は必要とならないが、法４条１項に基づく通常の取引時確認が必要となる。２回目以降の取引であっても、取引時確認済みの確認（法４条３項）ではなく、通常の取引時確認が必要となる。

また、疑わしい取引の届出をするか否か判断するに際して内部管理統括責任者による取引に疑わしい点があるかの確認（規則 27 条３号）が必要となるとともに、取引を実行する場合は内部管理統括責任者による承認（規則 32 条１項４号）が必要となる。

「疑わしい取引」とは、「取引において収受する財産が犯罪による収益である疑い場合」及び「取引に関し組織的犯罪処罰法 10 条の罪（犯罪収益等隠匿罪）又は麻薬特例法 6 条の罪（薬物犯罪収益等隠匿）に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引」のことである。

「疑わしい取引」に該当するか否かの判断については、以下の項目に着眼しつつ、疑わしい取引の届出に関する参考事例を参考としながら、一般的な知識と経験、商慣習を前提としてなされる。

- 一般的な取引の態様との比較
- 当該顧客との過去の取引との比較
- 取引時確認事項等との整合性

「同種の取引の態様と著しく異なる態様」とは、例えば、「疑わしい取引」に該当するとは直ちに言えないまでも、その取引の態様等から類型的に疑わしい取引に該当する可能性のあるもので、

これに該当するか否かの判断は、特定事業者が有する一般的な知識や経験、商慣行を踏まえて行われる。

３　調査書勘案高リスク取引（規則 27 条 3 号）

犯収法では、「犯罪収益移転危険度調査書において注意を要する国に所在する顧客との取引その他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪収益の危険性が高いと

認められるもの」（以下「調査書勘案高リスク取引」という。）（規則 27 条 3 号）については、法４条２項に基づく厳格な取引時確認は必要とならない。また、法４条１項に基づく通常の取引時確認も必要とならない。

しかし、疑わしい取引の届出をするか否か判断するに際して内部管理統括責任者による取引に疑わしい点があるかの確認（規則 27 条３号）が必要となるとともに、取引を実行する場合は内部管理統括責任者による承認（規則 32 条１項４号）が必要となる。

そこで、当社においてどのような取引が「調査書勘案高リスク取引」となるか、調査書の整理に基づき、「商品・サービスの危険度」、「取引形態」、「国・地域」、「顧客の属性」の観点から検討する。

（1）　商品・サービスの危険度

ア　第一種金融商品取引業者として取り扱う商品・サービス

当社は、第一種金融商品取引業者としてその固有業務である有価証券等の売買を取り扱っている。

調査書においては、資金を預託すること又は株式の売買や商品先物取引を行うことによって多額の資金を 様々な商品に転換したり、複雑な仕組みの金融商品に投資して、その資金の出 所を不透明にしたりすることで、犯罪収益の追跡を困難にすることができる、とある。また、非対面取引による「なりすまし」のリスクがある。

危険度が高いとされる取引の例としては以下のものが挙げられる。

- 借名口座や架空名義と思われる名義での口座に係る取引
- 多数の口座を保有している顧客（屋号付名義等を利用して異なる名義で保有している顧客を含む。）の口座を使用した入出金
- 口座開設後、短期間に多額の又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約され、又は取引が休止した口座に係る取引
- 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引

イ　投資

当社は、金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として、顧客のために、有価証券等の売買やその媒介取引等に関する「投資」を取り扱っている。

調査書においては、投資は、預貯金と異なり、投資対象の価額の変動により元本割れするおそれ がある反面、運用に成功すれば預貯金よりも多くの利益を得ることが可能、とあり、資金を預 託すること又は株式の売買や商品先物取引を行うことによって多額の資金を 様々な商品に転換したり、複雑な仕組みの金融商品に投資して、その資金の出 所を不透明にしたりすることで、犯罪収益の追跡を困難にすることが

できる、とある。

危険度が高いとされる取引の例としては以下のものが挙げられる。

- 複雑なスキームを有し、投資の原資の追跡を著しく困難とするもの
- 短い期間に頻繁に繰り返される取引

（2） 取引形態と危険度

ア 非対面取引

当社においては、インターネット専業であり、すべての顧客との取引が「非対面取引」である。同人の性別、年代、容貌、言動等を直接確認することにより、本人特定事 項の偽りや他人へのなりすましを判断することができない。

調査書においては、他人にな りすますことを企図する者を看破する手段が限定され、本人確認の精度が低 下する、また、対面取引と比べて匿名性が高く、容易に氏名、 住所等の本人特定事項を偽ったり、架空の人物や他人になりすましたりして 取引を行うことを可能とする、とあることから、非対面取引を「危険度の高い」取引と位置付けるものとする。

危険度が高いとされる取引の例としては以下のものが挙げられる。

- 偽変造された本人確認書類の写し を送付し、本人特定事項を偽る取引
- 他人になりすます取引
- 写真つきでない本人確認書類を提示する顧客との取引

イ 現金取引

当社においては、現金取引を行わないため、マネー・ローンダリングに利用された事案がない。

ウ 外国との取引

当社においては、外国との取引及び非居住者との取引について行わないため、マネー・ローンダリングに利用された事案は、ない。

（3）国・地域と危険度

当社においては、上記（2）ウに記載のとおり、外国との取引及び非居住者との取引を行わないため、マネー・ローンダリングに利用された事案は、ない。

高

（4）顧客の属性と危険度

ア　反社会的勢力（暴力団等）

暴力団を始めとする反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資金獲得活動を行っている。

調査書にも「暴力団によるマネー・ローンダリングがとりわけ大きな脅威 として存在している。」と記載があり、我が国においては反社勢力の排除が重要課題といえる。

当社においては、日本証券業協会　定款の施行に関する規則第 15 条に規定する者その他を反社会的勢力として定義し、「反社会的勢力に対する基本方針」「反社会的勢力でないことの確約に関する同意書および公正取引順守による宣言」及び「反社会的勢力の関係遮断に関する規程」に基づき反社会的勢力との関係を遮断することとしている。

反社会的勢力との取引は「危険度の高い」取引と評価し、取引時確認をするまでもなく取引謝絶又は取引解消をするものとする。

1．「暴力団」
2．「暴力団員」
3．「暴力団準構成員」
4．「暴力団関係企業」
5．「総会屋等」
6．「社会運動等標ぼうゴロ」
7．「特殊知能暴力集団等」
8．その他前各号に準ずる者
9．前各号に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）と以下のいずれかにでも該当する関係を有する者
①　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
②　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
③　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用したと認められる関係
④　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
⑤　その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる関係
10．自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行う者

①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
⑤その他①から④までに準ずる行為

イ　非居住者

当社においては、非居住者との取引を行わない。

ウ　外国の重要な公的地位を有する者

当社においては、「外国の重要な公的地位を有する者（外国 PEPS）」との間では取引を行わない。

なお、「外国の重要な公的地位を有する者」の定義は、犯収法に規定するところに従い、以下のとおりとする。

1　以下の外国の公的地位にある者
- ✓ 国家元首
- ✓ 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ✓ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ✓ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ✓ 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ✓ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ✓ 中央銀行の役員
- ✓ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2　かつて上記１であった者

3　上記１・２に掲げる者の家族（配偶者（事実婚含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子）

4　法人であって、上記１～３に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある実質的支配者が上記の者である法人との取引

エ　実質的支配者が不透明な法人

調査書においては、「実質的支配者が不透明な法人」との取引について、以下のとおり「危険度が高い」と評価している。

「法人は、一般に、その財産に対する権利・支配関係が複雑であり、会 社であれば、株主、取締役、執行役、さらには債権者が存在するなど、会社財 産に対して複数の者が、それぞれ異なる立場で権利又は権限を有することになる。 よって、財産を法人へ流入させれば、法人特有の複雑な権利・支配関係の下 に当該財産を置くことになり、その帰属主体が不明確になることから、財産を 実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。 さらに、法人を実質的に支配すれば、その事業の名目で、多額の財産の移動 を頻繁に行うことができる」

当社においては、過去、実質的支配者が不透明な法人によるマネー・ローンダリングが疑われる事案はないが、調査書における評価を尊重し、「実質的支配者が不透明な法人」との取引について、「危険度が高い」と位置付ける。

なお、ここにいう「実質的支配者」の定義は、平成 28 年 10 月 1 日に施行された改正後の犯収法における実質的支配者の定義に従うものとする。

第３　中リスク取引

当社の行う特定取引のうち、法４条２項以外のものであって、「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するものを除くものについては、中リスク取引として位置付けるものとする。

これらの取引については、通常の取引時確認（法４条１項）が必要となると共に、２回目以降は、取引時確認済みの確認（法４条３項）のみを行う。

なお、継続的取引である特定取引について、締結後に疑わしい取引に該当する場合は、疑わしい取引の届出を提出する。

第４　低リスク取引

当社の行う特定取引のうち、低リスク取引として取引時確認を不要とするものはない。

附　則

当書面は、2019 年 6 月 21 日より施行された。

当書面は、2020 年 10 月 29 日に内容を見直し済み。改訂なし。

当書面は、2022 年 2 月 16 日に改訂した。

【別添】当社におけるリスク評価と管理方法

リスク	取引の類型	当社における対応	その他の管理方法
高リスク	**〇法４条２項に基づく特定取引** ①　継続的取引である特定取引についてなりすましの疑いがある場合 ②継続的取引である特定取引について契約時確認事項に偽りの疑いがある場合 ③イラン・北朝鮮に居住する者との特定取引 ④「外国 PEPs である顧客等」	①　顧客の口座開設申込時および登録事項変更時に「名寄せ」による自動のシステムチェックをかけている。「名寄せ」に該当した顧客については業務部で確認後に審査を進める。疑わしい点があればコンプライアンス部に報告するものとする。 ②　本人確認書類につき 2 種類の提出を求める。 ③　本人確認書類記載の住所に転送不要郵便を送付し、返戻がないことをもって最終的な住所確認としている。 ④　「契約時確認事項に偽りのある疑いがある場合」については疑いが生じた後直ちに当該顧客に再確認を行った上で判断する。偽りであった場合は取引の中止および、口座の強制解約を検討する。 ⑤　「イラン・北朝鮮（「特定国等」）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転」については、当社は非居住者との間で特定取引を締結することはないため、該当しない。 ⑥　当社は、外国 PEPs との取引は行わないため、該当なし	➢　内部管理統括責任者による取引に疑わしい点があるかの確認（規則 27 条３号）⇒「疑わしい取引」の届出の提出の検討 ➢　取引を実行する場合は内部管理統括責任者の承認（規則 32 条１項４号）

	〇顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引 **（令７条１項、規則５条）** ① 一般的な取引の態様と比較した著しく異なる ② 当該顧客との過去の取引と比較して著しく異なる ③取引時確認事項等との整合性がとれていない	➢ 資産や収入に見合っていると考えられる取引ではあるものの、一般的な同種の取引と比較して高額な取引の場合 ➢ 全く取引のなかった口座が突然頻繁になる、また、顧客の属性（金融資産、収入）に見合わない高額の取引を開始した場合 ➢ 取引の時間帯が属性（職業）と不整合の場合 など	➢ 内部管理統括責任者による取引に疑わしい点があるかの確認（規則27 条３号）⇒疑わしい場合は疑わしい取引の届出の提出 ➢ 取引実行についての内部管理統括責任者の承認(規則32 条１項４号)

	〇犯罪収益移転危険度調査書において注意を要する国に所在する顧客との取引その他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪収益の危険性が高いと認められるもの（規則 27 条 3 号） **（取引・サービス）** ➢ 匿名又は架空名義と思われる名義での口座に係る取引 ➢ 多数の口座を保有している顧客（屋号付名義等を利用して異なる名義で保有している顧客を含む。）の口座を使用した入出金 ➢ 口座開設後、短期間に多額の又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約され、又は取引が休止した口座に係る取引 ➢ 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引 **（国・地域）** ➢ イラン・北朝鮮に居住する者との	該当なし 該当なし	➢ 内部管理統括責任者による取引に疑わしい点があるかの確認（規則 27 条３号）⇒疑わしい場合は疑わしい取引の届出の提出 ➢ 取引実行についての内部管理統括責任者の承認(規則 32 条１項４号) ➢ 顧客の属性が反社会的勢力に該当する場合には取引時確認をするまでもなく取引謝絶・解消を行う。 ➢ 写真付でない身分証明書を用いる顧客（自然人）については２つ以上の本人確認書類（１つは補完書類でも可）を提示又は送付を受けるか、又は、取引関係書類を顧客に転送不要郵便により送付する。

	特定取引以外の取引 ➢ イラン・北朝鮮以外で FATF 声明によりマネー・ローンダリング等への対策上欠陥があるとされている国・地域に居住する者との取引 ➢ 米国の財務省外国資産管理室（OFAC）が、外交政策・安全保障上の目的から、取引禁止や資産凍結などの措置を講じることとしている国・地域（スーダン共和国、キューバ、シリア、クリミア地域）に居住する者との取引（※米国に居住する者との送金取引がある場合） **（取引形態）** ➢ 非対面取引 （写真付きでない身分証明書を用いる顧客との取引）	該当なし 該当なし ① 顧客の口座開設申込時および登録事項変更時に「名寄せ」による自動のシステムチェックをかけている。「名寄せ」に該当した顧客については業務部で確認後に審査を進める。疑わしい点があればコンプライアンス部に報告するものとする。 ⑦ 本人確認書類につき 2 種類の提出を求める。 ⑧ 本人確認書類記載の住所に転送不要郵便を送付し、返戻がな	➢ 反社会的勢力との取引謝絶・解消 ➢ 非居住者との取引謝絶・解消 ➢ 外国法人との取引謝絶・解消 ➢ 外国 PEPs との取引謝絶・解消 ➢ FATCA 該当者との取引謝絶・解消 ➢ 金融商品取引業者に勤務する者との取引謝絶・解消

		いことをもって最終的な住所確認としている。	
	➢ 現金取引	該当なし	
	（顧客の属性）		
	➢ 反社会的勢力（暴力団員、暴力団関係者等）との取引	➢ 「反社会的勢力に対する基本方針」「反社会的勢力でないことの確約に関する同意書および公正取引順守による宣言」及び「反社会的勢力の関係遮断に関する規程」に基づき反社会的勢力との関係を遮断することとしている。 ➢ 反社会的勢力との取引は「危険度の高い」取引と評価し、取引時確認をするまでもなく取引謝絶又は取引解消をするものとする。	
	➢ 非居住者との取引	該当なし（受け入れず）	
	➢ 外国 PEPs との取引	該当なし（受け入れず）	
	➢ 実質的支配者が不透明な法人との取引金融商品取引業者に勤務する者との取引	取引開始前に確認を促し申告の要請をする。 該当なし（受け入れず）	

中リスク	**〇法４条２項以外の特定取引** **（「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するものを除く。）**	〇通常の取引時確認（法４条１項） 〇２回目以降は、取引時確認済みの確認（法４条３項） 〇「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」にも該当する場合には、「高リスク」に該当し、２回目以降でも「通常の取引時確認」が必要。	継続的取引である特定取引について、締結後に疑わしい取引に該当する場合は疑わしい取引の届出を提出。
低リスク		該当なし	